第明治三十五種郵便物認可
△
○
○

官報

編集・印刷　独立行政法人国立印刷局

政府調達公告版

目次

入札公告
入札公告　1
入札公告の訂正　10
入札公告（建設工事）　10

招請
資料提供招請に関する公表　12
意見招請に関する公示　14

随意契約
随意契約に関する公示　15

この政府調達公告版に掲載される入札公告、入札公示及び落札者等の公示は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を含みます。

入札公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年４月６日
支出負担行為担当官
外務省大臣官房会計課長　梨田　和也
◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13
○第61号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　調達件名及び数量　バックアップセンターシステム用機器等の賃貸借・保守一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　契約期間　平成22年10月１日から平成25年３月31日まで。但し、当該年度の予算成立を条件とし、支出負担行為担当官は法令及び予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
⑸　運用場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　上記１⑵の物品の借入に係る導入一時経費等、賃貸借料及び保守料の総額で行う。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
⑺　本調達は、原則、入札のための書類等の提出を電子入札・開札システムで行うものとするが、「紙」による提出も受け付けるものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の製造」及び「役務の提供等」のＡ又はＢの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。但し、「役務の提供等」の資格を有する第三者をして物品の貸付を行うことを希望する者にあたっては、「物品の製造」の資格を有していれば足りるものとする。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
①　入札書の提出場所
ⓐ　電子による入札データの提出場所
下記５に示すアドレス
ⓑ　紙による入札書の提出場所
下記②に示す場所。
②　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　大河　政人　電話03―3580―3311　内線2143　ＦＡＸ03―5501―8097
⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴②の場所において随時交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成22年５月14日午前11時00分　外務省入札・開札室
なお、本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を平成22年５月13日午後５時00分までに上記３⑴②までＦＡＸにて連絡すること。
⑷　入札書等の受領期限及び提出場所　「電子入札・開札システム」により入札及び書類の提出を行う者は、入札書類データを平成22年５月26日午後５時00分までに下記５に示すアドレスに提出すること（但し、入札書以外の書類等を上記３⑴②に示す場所に「紙」により提出することは可とする。）。又、「紙」による入札参加を希望する者は、同期限までに上記３⑴②に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送の場合は必着のこと。
⑸　開札の日時及び場所　平成22年５月31日午前11時00分　外務省入札・開札室
⑹　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴②に同じ。
仕様関係：外務省領事局旅券課　栗田　勝徳　電話03―3580―3311　内線4406　ＦＡＸ03―3580―3792
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から提出した書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札書の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を確実に納入できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　電子入札・開札システムのアドレス及び問い合わせ先
外務省電子入札・開札システム
http://www.e-procurement.mofa.go.jp/
電話03―5501―8425（受付：平日09：30～17：30）
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kazuya Nashida, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.